

# 投資顧問契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

※お客様は、当社との契約にあたり、この書面の内容をよくお読み下さい。

商号 フェアトレード株式会社  
所在地 本店  
〒142-0041  
東京都品川区戸越一丁目19番3号 戸越ポイント 地下1階  
(電話番号：03-6280-4563)  
金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者です。  
登録番号 関東財務局長（金商）第2669号

## 1. 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

## 2. 提供する投資助言の内容及び方法

当社は、お客様との投資顧問契約に基づき、国内株式等に関する投資判断に関して助言を行います。助言は、以下の会員区分に従って行います。

### 《基本サービス》

基本サービスでは、お客様の有価証券による運用資産額に関わらず、推奨銘柄・取引の助言サービスを提供します。(常時募集)

会員区分	サービス内容	月額報酬額 (税込) (※)	契約期間
株 ホ ー ム ラ ン	当社制作の「システムトレードの達人」をプラットフォームとして開発した独自の売買ルールに基づく推奨銘柄の選択、又は企業の収益力、資産価値などから算出される投資価値に比べ、株価が割安であると判断される推奨銘柄の選択を行います。月4回以上の頻度にて、メール又は会員ごとのマイページ上での閲覧の方法により、投資助言（推奨銘柄、売買の別、時期についての助言）を提供します。	2,980円	35日 又は 105日 (※) (自動更新)

会員区分	サービス内容	月額報酬額 (税込) (※)	契約期間
ロボアドくん	当社制作の「システムトレードの達人」をプラットフォームとして過去の株価データや投資ロジックをもとに検証した売買ルールに合致した推奨銘柄を助言します。推奨銘柄の数は限定せず、月1回以上の頻度にて、メール又は会員ごとのマイページ上での閲覧の方法により、投資助言（推奨銘柄、売買の別、時期についての助言）を提供します。	2,980 円	35 日 又は 105 日 (※) (自動更新)

※) 基本サービスでは、契約期間（35 日）を1ヶ月単位のカウントとし、この契約期間（35 日）は、土日祝日を含む「暦日数」でのカウントとします。

※) 契約期間は、報酬の支払い方法によって、以下の通り異なるものとします。

- 1) クレジットカード決済の場合・・・1ヶ月（35 日）
- 2) 銀行振り込みの場合・・・3ヶ月（105 日）

契約期間満了の5営業日前迄に、更新しない旨の意思表示（書面、マイページからの退会申請、電子メールいずれかの方法による）をしない限り、現在の契約内容と同一条件にて自動的に更新され、その後も同様とします。

※) 報酬の支払時期は、報酬の支払方法によって、以下の通り異なるものとします。

- 1) クレジットカードの場合・・・

申込時に契約期間分（1ヶ月分）の報酬総額をクレジットカード決済にてお支払いいただきます（前払い）。自動更新の場合、申込又は更新後35日（暦日数）後に、会員が登録したクレジットカードによる月額報酬額の自動決済が行われる。クレジットカード決済ができなかった場合、会員自ら5日（暦日数）以内に再決済処理を行うものとし、再決済が行われない場合は、退会扱いとなります。

- 2) 銀行振り込みの場合・・・

申込時に契約期間分（3ヶ月分）の報酬総額を銀行振り込みにてお支払いいただきます（前払い）。自動更新の場合、契約期間が満了する末日までに、次の契約期間分（3ヶ月分）をお支払いいただき、更新後も同様とします。なお、銀行振り込み時の振込手数料は、お客様負担とします。契約期間末日までに、次の契約期間分（3ヶ月分）の入金確認ができなかった場合、退会扱いとなります。

## 《個別サービス》

個別サービスでは、お客様の有価証券による運用資産額に応じ、各運用資産額に適した推奨銘柄・取引の助言サービスを提供します。(不定期募集)

会員区分	サービス内容	月額報酬額 (税込) (※)	契約期間
ゴールド	<p>＜運用資産目安：300万円＞</p> <p>当社制作の「システムトレードの達人」をプラットフォームとして開発した独自の売買ルールに基づく推奨銘柄の選択、又は企業の収益力、資産価値などから算出される投資価値に比べ、株価が割安であると判断される推奨銘柄の選択を行います。推奨銘柄を大型株式に限定せず、新興市場の銘柄も含め、月1回以上の頻度にて、投資助言（推奨銘柄、売買の別、時期についての助言）メールを配信します。また、運用資産を300万円と想定して算出した推奨株数も提供します。</p>	10,800円	6ヶ月(※) (自動更新)
サファイア	<p>＜運用資産目安：500万円＞</p> <p>当社制作の「システムトレードの達人」をプラットフォームとして開発した独自の売買ルールに基づく推奨銘柄の選択、又は企業の収益力、資産価値などから算出される投資価値に比べ、株価が割安であると判断される推奨銘柄の選択を行います。推奨銘柄を大型株式に限定せず、新興市場の銘柄も含め、月1回以上の頻度にて投資助言（推奨銘柄、売買の別、時期についての助言）メールを配信します。また、運用資産を500万円と想定して算出した推奨株数も提供します。</p>	16,200円	6ヶ月(※) (自動更新)
プラチナ	<p>＜運用資産目安：1,000万円＞</p> <p>当社制作の「システムトレードの達人」をプラットフォームとして開発した独自の売買ルールに基づく推奨銘柄の選択、又は企業の収益力、資産価値などから算出される投資価値に比べ、株価が割安であると判断される推奨銘柄の選択を行います。買だけでなく、空売り銘柄情報も提供します。月1回以上の頻度にて投資助言（推奨銘柄、売買の別、時期についての助言）メールを配信します。また、運用資産を1,000万円と想定して算出した推奨株数も提供します。</p>	31,500円	6ヶ月(※) (自動更新)

※) 契約期間は、月初(1日)から月末までの1ヶ月単位のカウントとします。

※) 契約期間は、契約当初は「6ヶ月」とし、契約期間満了の5営業日前迄に、更新しない旨の意思表示(書面、電子メールいずれかの方法による)をしない限り、現在の契約内容と同一条件(契約期間を除く)にて自動的に更新され、その後も同様とします。更新後の契約期間については、報酬の支払方法によって、以下の通り異なるものとします。

1) クレジットカード決済の場合・・・1ヶ月

2) 銀行振り込みの場合・・・6ヶ月

※) 報酬は、申込時に、契約期間分(6ヶ月)の報酬総額をクレジットカード、又は、銀行振り込みにてお支払いいただきます(前払い)。自動更新後の報酬は、報酬の支払方法によって、以下の通り異なるものとします。

1) クレジットカード決済の場合・・・

7ヶ月目より、1ヶ月ごとの契約更新となり、1ヶ月ごとの報酬の決済に切り替わります。最初の契約期間(6ヶ月)が満了する最終月の末日までに、次の1ヶ月分の報酬額をお支払いいただき、その後は、毎月末日までに次月分の報酬額をお支払いいただくものとします。

2) 銀行振り込みの場合・・・

6ヶ月ごとの契約更新となり、契約期間(6ヶ月)が満了する最終月の末日までに、次の契約期間分(6ヶ月)の報酬総額をお支払いいただき、その後も同様とします。なお、銀行振り込み時の振込手数料は、お客様負担とします。

## 《その他のサービス》

その他のサービスでは、お客様の有価証券による運用資産額に関わらず、推奨銘柄・取引の助言サービスを提供します。(不定期募集)

会員区分	サービス内容	報酬額 (税込)	契約期間
大金星	国内株式に関する推奨銘柄(1~5銘柄)を厳選し、投資助言(推奨銘柄、取引条件についての助言)メールを配信します(配信回数:1回)。	29,800円	1週間(※)

※) メール配信(1回)をもって、投資顧問契約は終了します。

※) 投資助言業務終了後、配信した推奨銘柄のうち最も成長が見込まれる1銘柄について、売買タイミング等を無料でメール配信します。

※) 報酬は、申込時に、報酬額をクレジットカード、又は、銀行振り込みにてお支払いいただきます(前払い)。なお、銀行振り込み時の振込手数料は、お客様負担とします。

会員区分	サービス内容	報酬額 (税込)	契約期間
マンツーマン投資助言	電話又はスカイプにて、お客様の相談事項に応じた投資助言(国内外株式、投資信託、ETF、ETN、REIT等の保有銘柄に関する相談、推奨銘柄についての助言)を行います(相談時間・回数:1回30分・1回)。	50,000円	1ヶ月(※) (自動更新)

※) 契約期間は、月初(1日)から月末までの1ヶ月単位のカウントとします。

- ※) 契約期間満了の5営業日前迄に、更新しない旨の意思表示（書面、電子メールいずれかの方法による）をしない限り、現在の契約内容と同一条件にて自動的に更新され、その後も同様とします。
- ※) 報酬は、申込時に、契約期間分（1ヶ月分）の報酬総額をクレジットカード、又は、銀行振り込みにてお支払いいただきます（前払い）。自動更新後の報酬は、毎月末日までに次月分の報酬額をお支払いいただくものとします。なお、銀行振り込み時の振込手数料は、お客様負担とします。

### 3. 報酬等について

投資顧問契約によりお客様が当社に支払う報酬の額は、以下に定める通りとします。

#### (1) 報酬額及び支払時期

報酬額及び支払時期は、上記会員区分に従ってお支払いいただくものとします。

支払方法に応じた手数料（振込手数料）は、お客様負担とします。

※指定の支払時期迄に支払が確認できない場合（クレジットカード会社によるクレジットカード利用承認が得られない場合を含む）、当社の助言サービスを提供できない場合がありますので、ご注意下さい。

#### (2) 契約期間

契約期間は、上記会員区分に従って定めるものとします。なお、いずれの会員区分においても成功報酬は発生しないものとします。

#### (3) 中途解約の場合

中途解約に関しては、「5. クーリング・オフの適用」をご参照下さい。

### 4. 有価証券等に係わるリスク

投資顧問契約は、金融商品の価値等について助言するものですが、有価証券の価値等は日々変動しており、将来にわたる価値等を保証するものではなく、助言に基づいてお客様が行う金融商品取引により損失が生じるおそれがあり、投資元本が保証されているものではありません。

当社が行う助言に基づいてお客様が行う金融商品取引における主なリスクは次の通りです。

#### (1) 国内株式及び外国株式

##### ① 株価変動リスク：

株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

##### ② 発行体の信用リスク：

市場環境の変化、発行体の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、

投資元本を割り込むことがあります。

③為替変動リスク：

外国株式は、投資元本等を日本円で受取る場合、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。

④カントリーリスク：

外国株式は、発行元の国の政治や経済情勢の変化によって、株価市場や為替市場に混乱が生じた場合、投資元本を割り込むことがあります。

⑤その他リスク：

上場株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行体の業務や財産の状況の変化に伴い、価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

（2）ETF（上場投資信託）及びその他の投資信託

①価格変動リスク：

価格等の変動（裏付け資産である株式や債券の価格等）により、損失が生じるおそれがあります。

②発行体の信用リスク：

市場環境の変化、発行体の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、損失が生じるおそれがあります。

③為替変動リスク：

外貨建ての資産に投資し投資元本等を日本円で受取る場合、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。

④乖離リスク：

市場価格は需給状況等によって変動するため、基準価額等と市場価格の値動きが一致しない場合もあります。

⑤カントリーリスク：

外国投資信託は、発行元の国の政治や経済情勢の変化によって、株価市場や為替市場に混乱が生じた場合、損失が生じるおそれがあります。

（3）ETN（上場投資証券）

①価格変動リスク：

ETNの連動対象である株価指数等は、経済情勢等の影響を受けて価値が下落する可能性があり、この結果、ETNの価格が下落し、投資元本を割り込むことがあります。

②発行体の信用リスク：

ETNは発行体となる金融機関の信用力を背景として発行される証券であることから、発行体の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、損失が生じるおそれがあります。

③為替変動リスク：

外貨建ての資産に投資し投資元本等を日本円で受取る場合、為替相場の変動により、損失

が生じるおそれがあります。

④乖離リスク：

市場価格は需給状況等によって変動するため、1証券あたりの償還価格等と市場価格の値動きが一致しない場合もあります。

(4) REIT (不動産投資信託)

①価格変動リスク：

不動産価額、賃料等、不動産市況の変動により、損失が生じるおそれがあります。

②発行体の信用リスク：

市場環境の変化、発行体の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、損失が生じるおそれがあります。

③収益分配リスク：

経済環境により賃貸料下落のほか、賃貸借契約の解約に伴う賃料収入の減少等により、分配金が減少するおそれがあります。

④地震、火災などによるリスク：

自然災害・環境問題等の偶発事象等により滅失、毀損又は劣化等の影響を受けるおそれがあります。

⑤法制度の変更リスク：

不動産に係る法制度(税制・建築規制等)の変更に伴う規制強化・新規制が生じることにより、不動産等やREITの価値が影響を受けるおそれがあります。

## 5. クーリング・オフの適用

投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次の通りです。

### (1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

①お客様は、契約締結時の書面(電磁的記録による場合を含む。以下同じ。)を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

②契約の解除日は、お客様がその書面を発送した日又はその電磁的記録媒体を発送した日となります。

③契約の解除に伴う報酬の精算は、次の通りです。

《基本サービス・個別サービスの場合》

投資顧問契約に基づく助言サービスの提供の有無に関わらず、報酬額は受けないものとします。

《スポットサービスの場合》

助言回数(助言回数)割り計算した報酬額(契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの助言回数(助言回数)÷契約期間中に行うこととなっている総助言回数(総助言回数)×契約期間に対応する報酬額。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)をお支払いいただきます。

※計算の結果生じた一円未満の端数は切り捨てます。

※報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお客様へ返金いたします。

※契約解除に伴う損害賠償、違約金はいたしません。

## (2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ①クーリング・オフ期間経過後、お客様は、書面又は電磁的記録による意思表示で契約を解除することができます。
- ②契約の解除日は、お客様がその書面を発送した日又はその電磁的記録媒体を発送した日を含む月の末日とします。
- ③契約の解除日の翌日以降分の報酬額を前払いされている場合は、その未経過月にかかる報酬総額（月割）を返金いたします。

## 6. 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等へ課税が発生します。

## 7. 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又は、クーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面又は電磁的記録による契約の解除の申出があったとき  
（詳しくは、上記「5. クーリング・オフの適用」を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

## 8. 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
    - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
    - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係のある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

## 9. 当社の苦情処置措置について

1) 当社は、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様

のご理解をいただくよう努めております。

当社の苦情等の申出先は、下記「11. 会社の概要」の通りです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほか、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人 日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

**【特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター】**

電話：0120-64-5005（フリーダイヤル）

（月～金／9：00～17：00 ※祝日等を除く）

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

## 10. 当社の紛争解決処理について

当社は、上記の特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人 日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合には、上記の連絡先までお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書の受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

## 11. 会社の概要

資本金	1,290 万円
役員の名	代表取締役 西村 剛

主要株主	西村 剛 戸崎 裕隆 西村 純子 齋藤 正章
分析者・投資判断者	西村 剛
助言者	西村 剛
当社への連絡方法 及び 苦情等の申出先	以下の電話番号、メールアドレスにご連絡下さい。 ○電話番号 03-6280-4950 ○電子メール <a href="mailto:support@kabu-systemtrade.com">support@kabu-systemtrade.com</a>
加入協会	当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。 また、関東財務局にて、当社の登録簿を自由にご覧になれます。
他の事業	当社は、投資助言業の他に、以下の事業を行っています。 ・株式投資に関するソフトウェアや投資セミナーのDVD等の制作及び販売 ・株式投資に関する教室やセミナーの企画及び運営

以上